

業務連絡第139号  
平成15年4月24日

東京運輸支局整備課

指定自動車整備事業規則別表第2の一部改正に伴う指定整備記録簿の記載について

標記について、検査の実施方法が追加された「最低地上高」、「最大安定傾斜角度」、及び「最小回転半径」の検査結果の記載については、自動車交通局技術安全部整備課より指定整備記録簿の「目視等による検査」欄の「その他」の項目に記載するよう指示がありましたので、指定自動車整備事業者等への周知方  
をお願いします。

参考

別紙1・・・指定自動車整備事業規則新旧対照表

別紙2・・・記載例

## 改正案

## 現行

二丁四（略）	<p>（自動車検査員の証明） 第七條（略）</p> <p>2 自動車検査員は、自動車が当該自動車に係る自動車検査証に記載された道路運送車両法施行規則第三十五條の三各号（第三号から第五号まで、第十六号、第二十号から第二十一号の二までを除く。）に掲げる事項について事実と相違があると認めるときは、法第九十四條の五第一項の証明（法第十六條第一項の申請に基づき抹消登録を受けた自動車又は法第六十九條第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に係るものを除く。）をしてはならない。</p>	二丁四（略）	<p>（自動車検査員の証明） 第七條（略）</p> <p>2 自動車検査員は、自動車が当該自動車に係る自動車検査証に記載された道路運送車両法施行規則第三十五條の三各号（第三号から第五号まで、第十六号、第二十号及び第二十一号を除く。）に掲げる事項について事実と相違があると認めるときは、法第九十四條の五第一項の証明（法第十六條第一項の申請に基づき抹消登録を受けた自動車又は法第六十九條第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた検査対象軽自動車若しくは二輪の小型自動車に係るものを除く。）をしてはならない。</p>
<p>一 構造に関する検査</p>	<p>検査の実施の方法</p> <p>イ 次に掲げる事項が当該自動車検査証、抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書の記載事項と同一であるかどうかを視認その他適切な方法により検査するものとする。</p> <p>（1）（2）（略）</p> <p>ロ 次に掲げる事項について、視認その他適切な方法により検査するものとする。</p> <p>（1）最低地上高</p> <p>（2）最大安定傾斜角度</p> <p>（3）最小回転半径</p>	<p>検査の実施の方法</p> <p>イ 次に掲げる事項が当該自動車検査証、抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書の記載事項と同一であるかどうかを視認により検査するものとする。</p> <p>（1）（2）（略）</p>	<p>別表第二（検査の基準）</p>
<p>別表第二（検査の基準）</p>	<p>別表第二（検査の基準）</p>	<p>別表第二（検査の基準）</p>	<p>別表第二（検査の基準）</p>